

令和6年第1回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第2号 2月14日	議会運営 委員会	政党機関紙の庁舎内勧誘行為 の実態調査を求める陳情	名古屋市名東区 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	



令和6年2月14日

長久手市議会議長 殿

陳情者住所 名古屋市名東区

電話番号

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、2023年度だけで地方議会35か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割(3人に1人)、多い自治体では8割(5人に4人)にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。

具体例として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択された鹿児島県霧島市の調査結果（令和5年12月）では、管理職の9割もが勤務時間中などに勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫りになりました。自由意見欄には、「仕方なく購読を続けているが、本当はやめたい」「執行部側にも一定の対応指針を出してほしい」等の職員の苦悩の声が多数寄せられています。今回の実態調査が行われるまで、こうした勧誘実態や職員の想いは「見て見ぬふり」「声なき声」として執行部や議会から無視され続けてきたのです。（添付資料参照）

長久手市では12月議会運営委員会で「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」は『本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える』となりました。理由は、強制の実体がない、職員からの苦情がない等でした。しかしこの理由はあくまでも想像であり、実態は調査していないので不明です。そこで今回は、議会から行政への実体の調査を要望するようお願いする陳情を出しました。

一方行政側では、「政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める愛知県民の会」が提出した要望書の回答で「政党機関紙の勧誘は許可証の必要な行為」との見解を述べていますが、政党機関紙から許可証の申請はされていません。



庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「長久手市役所内においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

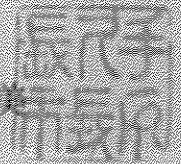
<陳情項目>

長久手市役所においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

6 長情第3号
令和6年1月19日

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の
自粛を求める愛知県民の会
代表 XXXXXXXXXX 様

長久手市長 佐藤有美



政党機関紙の庁舎内勧誘における実態調査を求める要望書について（回答）

令和6年1月9日付けでいただきました要望書について、回答します。

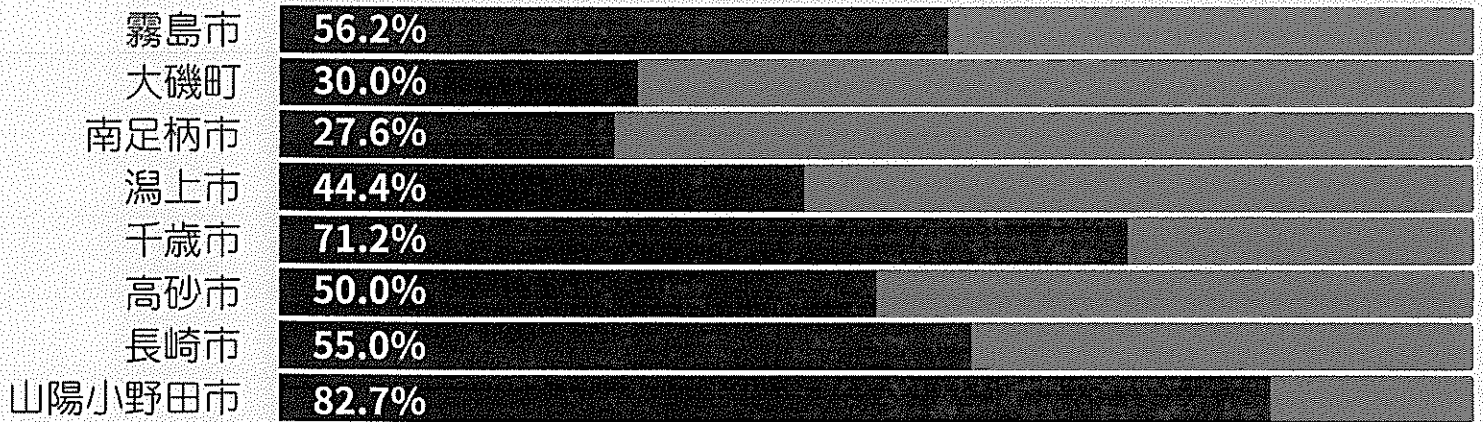
要望項目④の「庁舎内の政党機関紙の勧誘行為」について、長久手市庁内管理規則には、許可を必要とする行為のひとつとして「物品の販売その他これに類する商業的行為をすること」が定められています。

よろしく申し上げます。

財政課 0561-56-0606
情報課 0561-56-0601

【討議資料】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合（令和5年実施分）



令和5年1年間で上記8自治体のほか、千葉県柏市と千葉県長生村が「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施し、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになった。陳情提出や陳情採択を受け、各地で「実態調査とハラスメント防止」が更に進んでいます。

鹿児島県 霧島市（2023年12月）

対象：管理職員82名 回答79名（回答率96.3%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと63人（約8割）が回答。庁舎内での集金100%、庁舎内の配達96.8%。市議から勧誘を受けた職員（67人）のうち、約6割（37人）が心理的圧力を感じている。なお、すべて特定政党からで、勤務中（対面・電話）の勧誘が88.1%にのぼった。

神奈川県 大磯町（2023年8月）

対象：管理職員115名 回答57名（回答率49.6%）

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人（2割）が回答。町議から勧誘を受けた職員（20人）のうち、約3割（6人）が心理的圧力を感じている。

神奈川県 南足柄市（2023年6月）

対象：管理職員49名 回答43名（回答率87.8%）

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人（4割）が回答。市議から勧誘を受けた職員（29人）のうち、約3割（8人）が心理的圧力を感じている。

秋田県 潟上市（2023年6月）

対象：管理職員27名 回答25名（回答率92.6%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約4割（4人）の心理的圧力を感じ、4人ともが購読した。

北海道 千歳市（2023年3月）

対象：管理職員140名 回答120名（回答率85.7%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人（半数以上）が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（47人）の心理的圧力を感じ、35人が購読した。

兵庫県 高砂市（2023年3月）

対象：管理職163名 回答132名（回答率81.0%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、5割（16人）が心理的圧力を感じている。

長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職261名 回答196名 (回答率75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上(94人)が心理的圧力を感じている。

山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職237名 回答146名 (回答率59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(43人)が心理的圧力を感じている。

令和4年以前のアンケート実施事例

千葉県 千葉市 (2020年10月)

対象：管理職885名 回答745名 (回答率84.2%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人(73.3%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割(377人)が購読への心理的圧力を感じた。

石川県 金沢市 (2019年2月)

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名 (回答率80.5%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人(40.4%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(171人)が購読への心理的圧力を感じた。

青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象：職員141名 回答47名 (回答率33.3%)

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人(34.0%)が回答。
町議から勧誘を受けた職員のうち、5割(8人)の職員が購読への心理的圧力を感じた。

神奈川県 川崎市 (2003年3月)

対象：職員3687名 回答2903名 (回答率78.7%)

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(891人)の職員が購読への心理的圧力を感じた。

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合 (令和4年以前)

千葉市

69.0%

金沢市

78.8%

大鰐町

50.0%

川崎市

77.2%

鹿児島県霧島市で実施したアンケート結果

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケートについて

対象者	82人
回答者数	79人
回答率	96.3%

令和5年11月27日～12月6日に管理職を対象に無記名アンケートを実施。

質問	回答	件数	回答数	割合
【1】本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	67	79	84.8%
	ない	12		15.2%
【2】勧誘を受けた時の職位についてお聞きします。(複数回答可)	部長級	0	70	0.0%
	課長級	61		87.1%
	G長級	9		12.9%
【3】勧誘を受けた政党数はいくつありますか。	1政党	67	67	100.0%
	2政党	0		0.0%
	3政党	0		0.0%
	それ以上	0		0.0%
【4】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、どのような状況でしたか。	勤務中(対面、電話を含む)	59	67	88.1%
	勤務時間以外	8		11.9%
【5】問4で「勤務中(対面、電話を含む)」と答えた方にお聞きします。勧誘を受けた場所はどこですか。	執務室内	39	59	66.1%
	窓口カウンター	10		16.9%
	電話	7		11.9%
	その他	3		5.1%
【その他コメント】 議会一般質問に伴う取材終了後、議会棟にて/通路/執務室外の廊下				
【6】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか。	ある	37	67	55.2%
	ない	30		44.8%
【7】勧誘を受けた政党機関紙を購読しましたか。	購読した	56	67	83.6%
	購読したが、現在は購読していない	7		10.4%
	購読を断った	4		6.0%

質問	回答	件数	回答数	割合
【8】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。政党機関紙の配達はどのような方法でされています（いました）か。	自席へ配達	11	63	17.5%
	窓口カウンターに配達	49		77.8%
	課等のポストに配達	1		1.6%
	自宅へ配達	2		3.2%
	その他	0		0.0%
【9】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。購読料金の支払いはどのような方法でしています（いました）か。	勤務中に現金払い	60	63	95.2%
	勤務時間以外に現金払い	3		4.8%
	口座振込またはクレジット決済	0		0.0%
【10】問9で「勤務中に現金払い」と答えた方にお聞きします。どこで支払いを行っています（いました）か。	執務室内	7	60	11.7%
	窓口カウンター	53		88.3%
	その他	0		0.0%
【11】問7で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	2	4	50.0%
	ない	2		50.0%
【12】問6で圧力を感じたことが「ある」と答えた方にお聞きします。その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）	部長級	0	39	0.0%
	課長級	34		87.2%
	G長級	5		12.8%
【13】その他、政党機関紙の購読に対し、ご意見があれば記入をお願いします。		19		詳細別紙
<p>【主な意見】</p> <p>○課長は全員購読していると思っていた ○これまでの慣習で断りにくかった ○議員が2人揃って来られると断りにくかった ○希望して購読している訳ではない ○やめたいが言い出しにくい ○勧誘があった時に断ることが出来るか聞いたがスルーされた</p>				

アンケートに寄せられた職員の声

令和5年12月に霧島市が実施したアンケート「自由意見欄」より

- ▶課長に昇進したら、勧誘を受け、正直仕方なく購読を続けている。
- ▶二人の議員と一緒に直接対面をお願い（勧誘）されると断りにくい。一種の圧力。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できることなら購読を止めたいが、気が弱いので、できない。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたいところである。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶実際にどれくらいの割合の職員が購読しているのかを今回のアンケートで知り得ることも、その判断材料になると思う。
- ▶どの政党の機関紙の購読の有無にかかわらず、必要な情報は自ら収集します。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。
- ▶新聞購読は個人の自由意思によって契約が行われるべきであり、職位に対し購読「要求」すべきものではないものとする。職員が、政党構成員からの購読要求に応じないで済むよう、執行部側の一定の指針があってもよいのではないだろうか。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。次ページにアンケート例を掲載。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●千歳市（北海道）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※3/7依頼、3/15までに回答のあったものの集計

調査依頼件数 課長・次長・部長職 140名（市民病院は事務局配属職員のみ）
 回答件数 120名（回答率85.7%）
 未回答 20名

問1 本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 66名（55.0%）
 ない 54名（45.0%）

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。

市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというように
 圧力を感じたことがありますか。

ある 47名（71.9%）
 ない 19名（28.8%）

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その政党機関紙を購読しましたか？

購読した 35名（74.5%）
 購読を断った 12名（25.5%）

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。

購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 4名（33.3%）
 ない 8名（66.7%）

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）

課長級 39件
 次長級 14件
 部長級 4件

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
 ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか			
	ある		ない	
	546人	73.3%	199人	26.7%
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答			
	感じた		感じない	未回答
	377人	69.0%	159人	29.1%
			10人	1.8%



ハラスメントに関するアンケート結果について 長生村がアンケート 令和5年6月

ハラスメントアンケート調査結果		役場職員用
実施期間	令和5年6月28日～令和5年7月7日	
対象者	141名の内103名の回答	
問1	議員からハラスメントを受けたことがありますか？ ある 26 / 103	
問2	議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？ ある 19 / 103	
問3/問4	どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり)	計 141
	パワハラ	
	威圧的・高圧的な発言	28
	理不尽な要求	20
	大声での叱責、意に沿わない対応に桐喝	18
	機関紙の勧誘、購読の強要	9
	横暴な態度	9
	勤務時間外での対応(電話含む)	8
	急な業務の変更及び延期	6
	食事、酒席への強要	5
	挨拶しても無視される	4
	長時間拘束される	4
	優越的な関係を背景とした要求	4
	過剰な資料要求	4
	業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求	4
	容姿に関すること	3
	理不尽な罵倒	2
	人格の否定する発言や個人を攻撃する	2
	物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等	2
	プライベートの話を聞かされる	2
	同調するよう圧力をかける	2
	労働者の就業環境を害した	2
	配慮に欠ける発言	1
	課長職以外の職員とは話をしようと思わない	1
	自分の過ちを訂正しない	1

職員2割が「村議からハラスメントを受けた」 威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘・購読の強要も

- 小倉利一議員（村議会議長、無所属）「こんなにあったのかと思った」（千葉日報9月20日付より）
- 関克也議員（議会改革特別委員長、共産党）「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を」（朝日新聞9月25日付より）

問6	誰かに相談しましたか(複数回答あり)	計 44
	相談できなかった	19
	上司	7
	同僚	6
	家族	4
	議員	3
	課内等で共有した	3
	友人	1
	弁護士	1
問7	ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか(複数回答あり)	計 47
	何もしなかった(我慢した、言えなかった)	18
	相手にはっきり伝えた	9
	上司がフォローしてくれた	5
	受け流した	3
	上司に相談した	3
	謝った	2
	相談した	2
	相手にわからせようとした	2
	上司に相談したがフォローしてくれなかった	1
	当事者ではないため	1
	録音機の使用	1
問8	ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか(複数回答あり)	計 31
	相談しても解決しないと思ったから	6
	業務に支障がでると思ったから	5
	仕返しをされと思ったから	5
	職場での立場が悪くなりそうだから	3
	上司が我慢していたから	2
	我慢した方がいいと思ったから	2
	助けてくれる職員がいないから	2
	改善の余地がないと思ったから	2
	庁舎内に広まると思ったから	1
	上司の判断	1
	上司に相談したが取り合ってもらえなかった	1
	口止めされていたから	1

千葉県長生村議会は、パワハラ問題をきっかけに、6～7月に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が26人にのぼった（「見た」は19人）。
具体的なハラスメント行為の訴えで4番目に多かったのが議員による職員への「機関紙の勧誘、購読の強要」（9人）である。
また、ハラスメントがあっても「相談できなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えているところに、職員の苦しい本音が表れている。

政党機関紙勧誘に関する庁舎内管理規則の適用事例

そもそも、ほぼ全ての自治体において、庁舎管理規則によって、行政関係者、一般住民を問わず、「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。例えば、横浜市や町田市の事例を見ても、政党機関紙の勧誘・営業行為は、庁舎管理規則の営業許可申請事項であり、「無許可営業は禁止」である旨が明示されています。

横浜市(神奈川県)

令和5年8月28日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局(区)に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第25号(付託外) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の自粛等を求める件

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

町田市(東京都)

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。(副市長から職員への依命通達 令和元年11月5日付)

【討議資料】令和5年3～12月議会にて、庁舎内の政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況

■北海道	■千歳市（3月） ■釧路市（9月）	■東京都	■調布市（3月） ■武蔵村山市（3月） ■清瀬市（3月） ■稲城市（3月）	■長野県	■岡谷市（9月）
■岩手県	■滝沢市（6月）			■岐阜県	■中津川市（3月）
■秋田県	■上小阿仁村（3月） ■北秋田市（3月） ■湯沢市（3月） ■八郎潟町（3月） ■潟上市（6月）	■神奈川県	■南足柄市（6月） ■綾瀬市（6月） ■厚木市（9月） ■大和市（9月） ■伊勢原市（9月） ■海老名市（9月） ■座間市（9月） ■寒川町（9月） ■清川村（9月） ■逗子市（12月） ■愛川町（12月）	■愛知県	■高浜市（3月） ■幸田町（3月） ■豊明市（12月） ■安城市（12月） ■津島市（12月）
■山形県	■寒河江市（3月）			■兵庫県	■高砂市（3月）
■福島県	■北塩原村（3月）			■鹿児島県	■霧島市（12月）
■埼玉県	■加須市（12月）				

地方議会35か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他、「現在、実態調査中」の議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

陳情討議において出された意見等

中津川市（岐阜県）

総務企画委員会で討議され、「もっともな陳情である」「庁舎内で議員と職員がお金のやりとりをするのはあまりよろしくない。個人のもものは自宅等の配送が望ましいのではないか」「議員として、職員の方の気持ち、考え方を十分尊重しないと」等の意見がだされ、委員会まとめとして「議員は、庁舎内での勧誘配達を自粛することが望ましいと考えられる。また職員への周知や相談窓口等の対応は執行部で検討していただくことを市に申し入れる」とした。

高浜市（愛知県）

反対意見「職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想、良心の自由です」
賛成意見「私は元市の職員でした。議員さんからお話があり、一般質問だとかそういった関係上、やはり取らなきゃいけないのかなというような感じはしていました。当時とはとにかくある議員さん等から相当、圧力が、係長や主査のくせに偉そうにというようなことも言われた経験があります。今の行政の職員も（程度の違いはあれ）同じように感じていると思います」

幸田町（愛知県）

賛成意見「全国的にこの問題が言われるようになってきました。幸田町でも実際に購読の実態があります。率先的に職員自体が売ってくれと言っているのか、無理やり勧誘させられているかはわかりません。ただ一部では『やはり、ない方がいい』という話を聞いています。現状を踏まえたときには、やはり庁舎内での販売等々に関しては、やはり自粛してほしいと思います。」「議員が圧力をかけたつもりはなくても、実際にかかりやすい。断りにくい。庁舎内では自粛し、よい形で機関紙の購読をしていただける体制をとってほしいと思っています」

令和6年第1回長久手市議会定例会
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第41号	令和6年度長久手市一般会計補正予算（第1号）	総務部
議案第42号	長久手市税条例の一部を改正する条例について	総務部



発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年3月21日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 山田けんたろう

説 明

この案を提出するのは、議員報酬月額の設定に関し、長久手市議会の議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するため必要があ
るからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）	別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）

【別記1】

改正後

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万7,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額					
副議長	43万1,000円						
常任委員会 (予算決算 委員会を除 く。以下同 じ。) 委員	37万9,000円						

長及び議会 運営委員会 の委員長	
常任委員会 及び議会運 営委員会の 副委員長	37万4,000円
議員（議長、 副議長、常 任委員会及 び議会運営 委員会の委 員長並びに 副委員長を 除く。）	36万9,000円

改正前

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万6,000円	長久手市特別職の職員で常勤のもの給 与及び旅費に関する条例（昭和41年長久 手町条例第3号）の規定による市長に支給 する旅費の額に相当する額					
副議長	43万円						
常任委員会 (予算決算	37万8,000円						

委員会を除く。以下同じ。) 委員長及び議会運営委員会の委員長	
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	37万3,000円
議員(議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長を除く。)	36万8,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年3月21日(木)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 議案第41号令和6年度長久手市一般会計補正予算（第1号）及び議案第42号長久手市税条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第22号まで及び
議案第24号から議案第42号まで並びに請願第1号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第4 発委第1号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

議案番号 件 名

議案第 42 号 長久手市税条例の一部を改正する条例について

議案番号 件 名

議案第 41 号 令和6年度長久手市一般会計補正予算（第1号）

(案)

意見書案第1号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出する。

令和6年 月 日提出

提出者

長久手市議会議員 山田けんたろう

賛成者

長久手市議会議員 大島令子

長久手市議会議員 田崎あきひさ

長久手市議会議員 なかじま和代

長久手市議会議員 ささせ順子

長久手市議会議員 野村弘

長久手市議会議員 わたなべさつ子

要旨

国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議員においても厚生年金に加入できるようにするための法整備を早急に実現するよう要望するため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

別紙

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

令和6年3月15日

長久手市議会
議会運営委員長 山田けんたろう 様

長久手市議会
議会基本条例検証会議座長 なかじま和代

長久手市議会基本条例の検証結果報告書

議会運営委員会から付託された議会基本条例の検証について、条例の目的が達成されているかどうかの視点から下記のとおり検証を行いましたので、結果を報告します。

1 議会基本条例検証会議の体制

座長 なかじま和代副議長
副座長 水野勝康議員
メンバー 木村さゆり議員、富田えいじ議員、伊藤真規子議員、川合ともゆき議員、
おくだけんじ議員、わたなべさつ子議員
オブザーバー 岡崎つよし議長

2 検証の手法

検証の進め方 「検証の進め方 2023-2024（資料1）」参照

- 1 会派ごとに「議会基本条例の評価・検証シート」を用いて各条文及び解説に対する評価・検証を行う。
- 2 各会派の意見を参考にしながら、検証会議としての結果をまとめる。
 - ・ 条例の改正要否
 - ・ 解説の改正要否
 - ・ 現状の課題と対応案

3 会議開催の経過

開催日時	主な協議事項等
第1回検証会議 令和5年12月21日（木） 10:50～10:57	◎顔合わせ、副座長決定 ◎今後のスケジュール
第2回検証会議 令和6年2月8日（木） 10:00～11:58	◎各会派で行った評価・検証結果及び意見の共有 前文から第13条まで 資料 <ul style="list-style-type: none">・ 検証の進め方 2023-2024・ 議会基本条例の評価・検証シート

<p>第3回検証会議 令和6年2月15日(木) 13:00~14:55</p>	<p>◎各会派で行った評価・検証結果及び意見の共有 第14条から第22条まで 資料 ・議会基本条例の評価・検証シート ・議案審査の委員会ごとの分類(所管のアンバランス)</p>
<p>第4回検証会議 令和6年2月22日(木) 15:00~16:58</p>	<p>◎議会基本条例・解説文の改正案の検討 前文から第14条まで 資料 ・条例改正案 新旧対照表 (各会派から出た全ての意見を反映したもの)</p>
<p>第5回検証会議 令和6年3月1日(金) 13:00~15:12</p>	<p>◎議会基本条例・解説文の改正案の検討 第15条から第22条まで、不足する条文の提案シート 資料 ・条例改正案 新旧対照表 (各会派から出た全ての意見を反映したもの) ・長久手市議会議員記章規定(案) ・第12条関係 委員会条例の改正案(委員外議員の規定) ・第12条関係 陳情対応の改善案 ・第12条関係 委員会活動計画書式案 ・第12条関係 所管事務調査の計画・報告書式案</p>
<p>第6回検証会議 令和6年3月11日(月) 10:00~11:52</p>	<p>◎報告書のまとめ 資料 ・条例改正案 新旧対照表 (検証会議で改正要と判断したもの) ・第12条関係 委員会条例の改正案(委員外議員の規定) ・第12条関係 陳情対応の改善案 ・第12条関係 委員会活動計画書式案 ・第12条関係 所管事務調査の計画・報告書式案 ・第13条関係 議員間討議の促進に関する 申し合わせ事項改正案 ・第15条関係 事務局人事(地方公務員法他) ・第15条関係 議会事務局処務規程 (東村山市議会議事係(10)(11)他) ・不足する規定 長久手市議会議員記章規定(案) ・不足する条文 補佐機関(専門的知見の活用) (堺市議会基本条例第14条他)</p>

第7回検証会議 令和6年3月14日（木） 10:10～11:25	◎報告書案について 資料 ・長久手市議会基本条例の検証結果報告書（案）
--	---

4 検証の結果

(1) 各会派の評価・検証及び意見について

議会基本条例の評価・検証シート（資料2）のとおり

(2) 条例及び解説の改正について

地方自治法改正に伴う必須事項を含め、「条例改正案 新旧対照表（資料3）」のとおり、提案する。

(3) 各条文の運用に対する意見等

検証会議内で運用の改正についての意見を列記する。

	検証会議内の意見のまとめ（下線ありは合意部分）
前文	
第1条 目的	
第2条 議会の責務	
第3条 議長の責務	・議長の公務の情報発信の強化が必要ではないか。
第4条 議決責任	・広報広聴協議会及び各部会の活動内容の改善・充実が必要ではないか。
第5条 議員の責務	
第6条 会派	・急病等で所属委員会に出席できない場合、同一会派内の別議員を委員外議員として出席できるようにしてはどうか。 →第12条
第7条 政務活動費	・適否を判断するための客観的なデータが必要。
第8条 市民参加及び 市民との連携	・請願陳情者の趣旨説明時間が短いとの意見があった。 ・陳情の審査結果4分類は、「採択しない」を追加する提案もあったが、現状どおりで良いとの意見が多数であった。同じ内容の（趣旨の）陳情が何度も出てきた場合に備えることも含め、審査方法の検討が必要である。

<p>第9条 市長等との関係</p>	
<p>第10条 資料の提出</p>	<p>・ <u>議決に必要な書類は提出を求めるが、取扱いに注意が必要なものなどについて、資料を用意する市側と調整が必要。全員打合せ会の資料も然り。</u></p>
<p>第11条 政策立案等</p>	<p>・ <u>議会（議員）からの政策立案等ができていない。</u> ・ 個人の質問で良い提案があれば、委員会（議会）として取り上げる機会を作ってはどうか。</p>
<p>第12条 委員会の活動</p>	<p>・ <u>「2委員会の所管バランスが悪い。」令和6年度中に委員会条例を改正し、令和7年度（委員2年任期の始め）からの所管変更ができるように進める。「生涯学習課」を教育福祉委員会にという声も上がっており、組織改編の提案として、反映されるかどうかは分からないが執行部に働きかけていくのもよい。</u></p> <p>・ 視察の在り方の検討を含め、政策サイクルが回る活動（目標、計画、結果）が体系的に取り組めるようにシートを整える必要がある。</p> <p>・ テーマ設定やPDCAサイクルなど、他市の取り組みに影響を受けず、柔軟な対応をすればよいのではないか。</p> <p>・ 委員会活動計画書、所管事務調査計画書などの書式については、「計画的に委員会活動を行うために必要」「委員長の負担が増える」「書式に縛られることで臨機応変な対応が難しい」などの意見があった。</p> <p>・ <u>委員会の視察報告は現状、委員長がまとめ視察後の定例会最終日に議員向けに説明をし、議会広報紙に掲載しているが、新たにホームページに公開することにし、書式を整えた。委員については今まで通り提出するが同書式で提出する。</u></p> <p>→書式「視察報告書」（資料4）</p> <p>・ 「委員外議員」の取り扱い規定の提案をすること自体は合意を得たが、「条例に規定するのか、申合せ等に記すのがよいか、どのレベルに定めるのが適切か。」「正当な理由の範囲はどこまでかなど、整理すべきことはある。」など、規定内容については検討が必要。</p> <p>→改正条文案「第12条関係 委員会条例の改正案（委員外議員の規定）」（資料5）</p>

<p>第 13 条 議員間討議の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員間討議ができていない。 ・ 現在は、討議に際して論点整理の時間が必要であるという観点から、前日までに意向の表明が必要という申合せになっているが、議員間討議の促進のため、必要に応じて当日にもできるようにする改正の提案に対し、「今のままで良い」「委員長の準備ができないので大変である」「カメラに映った状態で、論点に対し十分な議論ができるかわからない」「当日の意向表明でもできるようにすることは選択肢が広がる」などの意見があった。
<p>第 14 条 議員研修の充実強化</p>	
<p>第 15 条 議会事務局の 体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局の現在の体制では通常事務で手一杯であり、政策形成及び立案機能を望むことは難しい。職員数の増員は、事務室の広さもあるので現状無理である。 ・ 議会事務局専属の市職員として、政策関係の専門知識を持った人材の採用を求めることはできないか。 ・ 議会事務局処務規程の事務分掌に、調査・法務機能などの記載がない。 ・ 「事務局職員の人事にあたり、議長は市長と協議する」という規定は追加しないが、事務局職員の採用、人事評価について、任命権者である議長の権限・役割をしっかりと明記すべきとの意見もあった。 ・ <u>本市の議会事務局処務規程に調査・法務機能などが入っていないので、他市議会を参考に規定を追加してはどうか。</u>
<p>第 16 条 議会図書室の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では議会専用の図書室がなく、新庁舎建設の際にはスペースが必要。 ・ 図書の閲覧もオンライン化は止められないと思う。→システム更新で閲覧できなくなる恐れも。また、専門的な図書はオンライン化されていないものもある。 ・ 拡充にしてもオンライン化にしても、まずは議員がもっと積極的に議会図書室を活用する姿勢を見せないといけない。 ・ 委員会審査の補助資料や全員打合せ会の資料を印刷して配架してほしい。 ・ 中央図書館との連携を進め、一般質問で話題になる事柄などに対し、レファレンスサービスを期待する。
<p>第 17 条 議会広報の充実</p>	

第 18 条 議員の政治倫理	・ <u>政治倫理条例第 3 条(4)「市から補助金を受けて運営している団体の代表及びそれに準ずるものの地位に就かないこと」の「準ずるもの」について明らかにしておく必要がある。</u>
第 19 条 議員定数	・ 適否を判断するための客観的なデータが必要。
第 20 条 議員報酬	・ 適否を判断するための客観的なデータが必要。
第 21 条 災害時の対応	・ <u>災害時に想定される状況を検討した上で、全体的な訓練を行わなければならない。</u>
第 22 条 見直し手続き	・ 「一般選挙を経た任期中に」と改正したので、見直し時期は任期 3 年目程度がよいのではないか。 ・ いなべ市議会のように毎年検証を行った方がよいか議員研修で確認したい。
提案シート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員記章については、本市以外で悪用の事例があったことから着用、交付、譲渡の禁止、紛失、効力などについて規定を設けてはどうかとの意見もあったが、これまで規程がなくても不具合はなかったため不要との意見が多数であった。 ・ <u>議会（議員）活動の相談機関として、学識経験のある方々による補佐機関を設けることができる</u>とよいと思う。補佐機関（専門的知見の活用(地方自治法第 100 条の 2 に規定する専門的事項に係る調査)）の予算確保のためにも条文の追加を検討してほしい。ただ、どのような機関を選び依頼するのがよいのか、判断が極めて難しいという意見が多数であった。 ・ 発言通告書は現状の持参、提出順であるが、提出方法を含め検討して欲しい。

5 まとめ

議会運営委員会においては、検証結果をもとに条例の見直し及び運用面の課題、提案に対し議論されたい。特に議論が必要なものについて、下記に記載する。

- (1) 条例及び解説の改正。(改正案 新旧対照表(資料 3))
- (2) 委員会運営における所管のバランス調整のため、条例改正も視野に入れ、市と調整の上、令和 6 年 12 月議会までに方針を決定し、令和 7 年度からの運用ができるよう議論を進めること。
- (3) 委員会視察については、視察報告書を委員会で 1 つにまとめ、ホームページに公開すること。
- (4) 市側から提供を受ける資料の取扱いについて、市と調整を進めること。
- (5) 政治倫理条例第 3 条(4)「市から補助金を受けて運営している団体の代表及びそれに準ずるものの地位に就かないこと」の「準ずるもの」について明らかにすること。
- (6) 災害時に備え、議会の防災訓練を行うこと。

- (7) 客観的なデータが必要となる事項について、そのデータの取り方と見直しのサイクルを議論すること。
- (8) 新庁舎建設においては、議会に関わるエリアの提案を市にするために、調査、研究を進めること。

議会基本条例の検証について(案)

令和6年1月5日(水)

【検証の進め方(検証の視点)】

条例の目的が達成されているかを検証します。

- 現状の取組評価 ※『地方議会成熟度評価モデルガイドブック』、
『地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会報告書』を参考
- ・ 議会に期待される役割を踏まえ、社会変化に対応する理想的な姿が明示できているか？
 - ・ 理想的な姿を実現するための活動(目標、計画性、体系的取り組み)になっているか？
 - ・ 「議会の活動で暮らしが良くなった」と住民への説明が「見える化」しているか？
- 条例の改正の要否
- ・ 「議会の公平性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とする」条文として適切か？

ステップ1 現状の把握(分析)

ア 条文(解説)ごとに、取組状況・実績、評価及びその理由、課題等を整理する。

→検証会議作成の「評価・検証シート」により整理する。

イ 会派ごとに、各条文にある理念や責務、具体の取り組み等を確認し、現状を評価する。

政策サイクルを回す仕組みを構築することを目的に、課題や問題点、今後の改善策について記載する。

あわせて、条文、解説についても加筆修正が必要なものを記載する。

※「評価・検証シート」は前文、第1条～第22条、不足する条文の24ページです。

会派ごとに色分けしました。OneDriveに格納したので、他の会派の状況を確認しながら

編集ができます。他会派の欄は編集しないでください。…1月18日(木)17:00までに記入してください。

ステップ2 課題案件の抽出

検証会議(5回程度予定)で意見を集約し、検証と評価をまとめる。

また、条例改正が必要なのか、取り組みの見直しが必要かについても協議する。

ステップ3 検証結果のまとめ

答申をまとめ、議会運営委員会(3月15日(金))へ報告する。



議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
		取組の評価	改正の要否			
前文	議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている。	公明党	A	-		
	地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。	香流	A	△	条文:議決機関→議事機関	
	議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊(かっ)達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが第一の使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。	みらい	A	-	「第一の使命である」→「重要である」理由:議会の「使命」は何かという問題には、現在・将来の議員の数だけ答え(言い回し含む)があり、もろさず列挙できないため。ただ、前文に限らないが、特に現実的な争点とならない文言は、改正の必要は無いと思う。	
		ながくて	B	-	議案に重要な意思決定が必要な機会があれば都度代表者会議を開くなどし、党派、会派にこだわることなく附帯決議や要望書を提出するなど二元代表制の議会として取り組んでいる。その通りと思うので引き続き地方議会としてその責任を全うしていく。ぎかいたいむの発行、議会の録画配信、ライブ配信、傍聴の公開、サテライト傍聴、SNSの配信等現在可能なあらゆる手段を考え駆使し、情報公開に努めている。議会として積極的な情報公開を行っているつもりではあるが、市民の意見、感想、評価は不明である。	議員間討議に関しては、しかるべき議案や事件があれば行うべき。
		無党派の会	B	○	「第一の使命」が多い。	「～を使命とする」としてはどうか。
		翼	B	○	議会の権能について、「意思決定機関」であるとしつつ、使命を論じた部分では争点・論点を明らかにすることが第一の使命であると述べているが、意思決定は議会の使命ではないのか。また、議会の使命に序列をつける必要はないのではないか。	使命規程に相当する部分に「議決」も含めてはどうか。また「第一の使命」は「使命」としてはどうか。
		無所属				

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第1章 総則							
第1条	目的	この条例は、市民の代表としての長久手市議会（以下「議会」という。）の役割、議会及び長久手市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。	公明党	A	-		
			香流	A	△	文章の変更:この条例の制定は、「市民に開かれた議会の実現」「市民福祉の向上と市勢の発展」に寄与することを目的とし、議会の基本的な在り方を規定しています。	
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	(前文の評価理由)にならうものとする。常に向上心をもって努めるものとする。	
			無会派の会	A	-		
			翼	A	○	条文に則った活動が行われているものとする。	一般的な目的条文では、法律・条令の最終的な目的の部分は「もって～」と書かれるが、現行の条文は条例の最終的な目的部分が曖昧に読める。
			無所属				市勢→市政に

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第2章 議会の活動原則							
第2条	議会の責務	<p>議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。</p> <p>3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、常に向上心を持ち、更なる議会改革を推進するものとする。</p>	公明党	A	-		
			香流	A	◎	条文:議決機関→議事機関。 解説に追加:会期中は議会活動が第一優先。	情報発信の強化。
			みらい	A	○	条文:4項「更なる」→「必要に応じて」	
			ながくて	B	-	発信側の議会では評価しにくいので受け手の市民の評価を頂きたい。	
			無会派の会	A	○	「市民の意思の反映」が抽象的である。	「市民の意思の多様性を理解し、意思決定に努めるものとする」としてはどうか。
			翼	A	○	条文に則った活動が行われているものとする。	審議する内容は行政運営に関するだけでなく、「市政について審議し」ではどうか。
			無所属	B	○		「市民の多様な意見を的確に把握し」を加える
メモ: 地方自治法一部改正により「議事機関」としての議会の責務。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第2章 議会の活動原則							
第3条	議長の責務	議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。	公明党	A	-		
			香流	A	-		議長の情報発信を強化。
			みらい	A	-		
			ながくて	A	-	歴代の議長は、議長として議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めていると思う。	
			無会派の会	A	-		
			翼	A	-	条文に則った活動が行われていると考える。	
			無所属	A	-		
メモ：対外的には議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めることを定めています。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第2章 議会の活動原則							
第4条	議決責任	議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。	公明党	A	-		
			香流	A	△	執行部から提案される政策については、その効果、提案に至る過程における市民参加の有無と内容、総合計画との整合性、財政措置及び将来にわたるコスト計算など議会審議の論点に係る情報を収集し、明らかにする。	
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	広報広聴協議会及び各部会の内容をさらに改善、充実を図り、市民に対し説明する責務を果たす場を設ける必要がある。	
			無会派の会	A	-		
			翼	A	-	条文に則った活動が行われているものとする。	
			無所属	A			
			メモ：政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果、市民参加の有無と内容、総合計画との整合性、将来にわたる財源状況の情報を収集し、議論する。				

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等
		取組の評価	改正の要否		
第3章 議員の活動原則					
第5条 議員の責務	議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。 2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。 3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、的確な判断をするため、自己の資質向上に努めるものとする。	公明党	A	-	
		香流	A	-	
		みらい	A	-	
		ながくて	B	-	議員の個人差があることは否めない。常に向上心をもって努めるものとする。地域、校区を代表して選出されている自負がありそのために努力されている議員もおられる。全員が市民全体への奉仕者である自覚も必要。議員の個人差があることは否めない。常に向上心をもって努めるものとする。
		無党派の会	B	-	
		翼	A	-	条文の目的に沿った活動が行われているものとする。
		無所属	A	-	
メモ：令和3年6月からグループウェア利用開始、令和4年2月から1人1台タブレット端末を貸与。					

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 ー:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第3章 議員の活動原則							
第6条	会派	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。	公明党	A	ー		
			香流	A	△	委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出するものとする。会派控室は会派ごとに指定する。会派代表者会議は、議長が会派相互の連絡調整を図る必要がある場合に開催する。代表質問は年1回(第1回定例会)行うことができ、関連質問は同一会派の議員に限り1人につき5分できる。	
			みらい	A	ー		
			ながくて	B	ー	現状の会派結成においては政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。には疑義が残る。	
			無会派の会	B	ー	実際に政策を中心とした同一理念を共有する議員で結成しているかは疑問である。	
			翼	A	ー		急病等で所属委員会に出席できない場合、同一会派内で委員を差し替えられる仕組みは作れないか。
			無所属	A			
メモ：主義主張を同じくする2人以上の議員により会派を結成することができ、会派室が使用できる。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第3章 議員の活動原則							
第7条	政務活動費	議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して使途を公開し、その使途について説明責任を担うものとする。	公明党	A	-		
			香流	A	-		議員活動に対する保険の検討。
			みらい	A	-		
			ながくて	A	-	できていると考える。	
			無会派の会	B	-	使途や増額への議論が必要である。	
			翼	A	-	支出されている政務活動費については適切と考えられる。	「申請されない」「使われない」問題はあるが、これは個々の議員の判断であるため、そこに本条例が踏み込むのは困難であろう。
			無所属	A	-		
メモ：年額12万円、交付、収支報告書の作成について申し合わせに定めている。Web新聞を可とするなど必要に応じ改正。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等		
		取組の評価	改正の要否				
第4章 市民と議会の関係							
第8条	市民参加及び市民との連携	<p>議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、その情報について説明責任を十分果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場を原則として市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。</p> <p>4 議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的に開催するものとする。</p>	公明党	A	○	4項 議会報告会及び意見交換会を開催する	
			香流	B	◎	広報と公聴の言葉がない。 8条の4: 議会は、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、また、市民の課題に関する市民の様々な意見を把握する。(公聴)	陳情の取り扱い4分類の見直し。請願者、陳情者へ敬意を払った対応をする。運用面で、計画的な議員派遣(議会会期中)を行う。市民アンケートの位置付けを概要に明記
			みらい	A	○	4項 「交換する機会を定期的に設ける」	
			ながくて	B	◎	3項の提案者の説明時間を再考する必要がある。	市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するためであるならば、報告会は改め、現在行っているような意見交換会、広聴の場で会ってよいのではないかと。
			無会派の会	A	○	1項の規定が読みにくいのではないかと。 ・「情報」という言葉を使いすぎている。 ・「積極的に～」と「推進する」をまとめるどちらかにする。 ・「十分果たす」を「果たす」にする。	議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、共有するとともに、その情報について説明責任を果たすよう努めなければならない。
			翼	A	-		
			無所属	B	△	4: 市民とは納税者市民のことかどうか明確にすべきと考える。 4: 言葉足らずのところがあるのではないかと。	4: 「議会の活動に関する情報を公表して」を加える
メモ：前回の検証結果から、広報広聴協議会が設置され広報部会・広聴部会がそれぞれの所管で市民に情報発信(ぎかいたいむ、ホームページ、Facebook)、意見交換ができるようになった。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第5章 議会と行政との関係							
第9条	市長等との関係	<p>議会は二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。</p> <p>(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p>	公明党	A	-		
			香流	A	-		発言通告書の提出方法、通告順
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	議員の個人差があることは否めないが、議員出自の市長となり馴れ合いは否めない。また議会の議員の顔ぶれも変わり、議会の雰囲気が変わった。期数の多い議員、年長議員が先頭に立って緊張関係を維持する必要がある。持論を述べ質問に移らない議員、長久手市政上の論点ではない質問を行う議員、一問一答方式ではない質問もあり現在は判断が議長の采配に委ねられている。反問がない質問を行うことが重要と考える。	
			無会派の会	B	-	実際には反問権が行使されていない。	
			翼	A	-		反問権については、現行のあくまで質問の範囲内で行使されるもののほか、広く認める考え方もある。ただし、反問権を広く認めてしまうと、行政機関と議員の情報・専門性の差から考えて、行政機関側が議員の質問を封じ込める手段として悪用される可能性があるため、反問権の範囲を限定する現行条文のままでよいのではないか。
			無所属	B	-	(2):反問する事ができる	「確認する機会を与える」に改善する
メモ：反問（≒反問権）について、市長等が議員に対して質問の趣旨を確認するための発言をすることができることを規定。過去に1回のみ運用実績。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第5章 議会と行政との関係							
第10条	資料の提出	議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。	公明党	A	-		
			香流	A	-		議決に必要な書類は提出を求めますが、この資料が市民に公開できないものを含む場合がある場合、秘密保持などを規定する必要がある。資料の請求手順などの申し合わせを整える。全員打合会の資料についてもマル秘の場合にはそのことを記載(〇日までマル秘など)
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	資料の提出期日について自身が常任委員会の委員長時に、議会側と市執行部側の予定をすり合わせて決めているが、口上のみ申し合わせになっている申し合わせに記載までは求めないが、なんらかの形で、引き継ぎすべきものとする。	
			無会派の会	A	-		
			翼	A	-		資料請求の期限については、もう少し柔軟な運用ができないか。
			無所属	A	-		

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第5章 議会と行政との関係							
第11条	政策立案等	議会は、市民福祉の向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。	公明党	A	-		
			香流	A	△	議会は市民の多様な意見を把握し、積極的に政策立案に取り組むとともに、議会自らも条例の提案などを行なっていくことを規定している。	個人の一般質問の良い提案について、議会の会期最後にピックアップしておき、テーマの種とする。
			みらい	A	-		
			ながくて	C	-	議会として政策立案等はできていない。	
			無会派の会	A	-		
			翼	B	-		一般質問や行政機関との日常的なやり取りの中では様々な提案がなされており、具体的施策につながったものも多い。ただし、議員からの条例提案の活性化については今後の課題である。
			無所属	A			
メモ：多様な意見を把握し、積極的に議会、委員会、議員からの政策立案、条例の提案に努める。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等		
		取組の評価	改正の要否				
第6章 委員会の活動							
第12条	委員会の活動	<p>委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならない。</p>	公明党	A	-		
			香流	B	-		視察の在り方の検討。政策サイクルが回る活動(目標、計画、結果)が体系的に取り組めるようにシートを整える。視察報告を含めホームページにアップする。視察に同行する市職員。
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	過去には、委員長、副委員長が多く質問を行う時期もあったが、近年では、公平かつ公正な委員会運営に努めていると考える。	
			無会派の会	B	-		
			翼	B	-		委員会の活動目的については適合しているものと考えられるが、委員会の所管事項の範囲については見直しも必要ではないか。委員会の任期は2年だが、顔ぶれを多少変えるような運用はあつてもよいのではないか。
			無所属	A			
<p>メモ：常任委員会（総務くらし建設委員会・教育福祉委員会・予算決算委員会）、議会運営委員会（議長の諮問機関）、特別委員会。 2年任期に改正したことにより議会独自の視点で、所管事務調査等を通じ、政策提案・条例制定が活発に行えるように、また、執行機関に対する監視機能の発揮が実現することで政策サイクルがまわる仕組みが理想。子ども条例を研究してきたが提案に至っていない。</p>							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第7章 議員間討議の促進							
第13条	議員間討議の促進	<p>議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討論及び議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	公明党	B	-		
			香流	C	-		申し合わせで、前日までの申し出となっていたものを変更する。採決の前に、議員間討議を行う人がいないかを問うように議事次第を整える。
			みらい	B	-		
			ながくて	B	-	1項についてはできていないと考える。2項についてはできていると考える。	
			無会派の会	C	○	議員間討議を行うための進行がされていない。会派が結論を決めており、討議により結論を変えられる環境になっていないのではないか。	「十分な」「十分に」を削除する。
			翼	C	◎	議員間討議がほとんど行われていない。	議会において「討論」は既に賛否を決したものについて意見を述べることであるため、「自由討議」など文言も含めて見直す必要があるのではないか。また、第2項で尽くすべきは「議論」であると考えるので「討論」の文言を外すべき。
			無所属	A			
<p>メモ：議員間討議の提案者は、「委員会開催の前日までに提案の内容（課題・論点）」を委員長に表明すること、委員個人を非難するような発言は行わないなど留意事項を決めている。実績1回。効果的な運用により、論点の明確化や合意形成が実現することが理想。</p>							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第8章 議会及び議会事務局の体制整備							
第14条	議員研修の充実強化	<p>議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。</p>	公明党	A	-		
			香流	B	△	…。議員間でこの条例の理念を共有するための研修を議長 の責任のもとで行います。また、本市議会主催の研修会を年1回以上…	
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	できているが、機会が乏しいと考える。	
			無会派の会	A	-		
			翼	A	-		
			無所属	B			研修予算又はやり方の改善が必要か

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 ー:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第8章 議会及び議会事務局の体制整備							
第15条	議会事務局の体制整備	議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	公明党	A	ー		
			香流	A	ー		
			みらい	A	ー		
			ながくて	B	ー	議会や正副議長、委員長及び議員の事務補佐を満遍なく頂いているが、事務局の人員数や第11条の議員の政策立案とも関連するが、政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能は、使用されていないと考える。	
			無会派の会	B	ー	議会の権能として可能なのか。	
			翼	C	ー		現在の事務局職員の体制では議会の日常的な運営業務を行うだけで手一杯。増員することができるのであれば、配転はあるとしても、もっぱら議会事務局員に充てることを考慮して、政策関係の専門知識を持った者(例えば公共政策の学位取得者、政策秘書資格取得者など)を市の職員として採用することを求めることはできないか。
			無所属	A			
			メモ：地方自治法第138条のとおり、議長が事務局長他を任免する。政策立案、提言などを支援するため専門的知識、経験を有する者の配置を市長に求めることができる。「長久手市議会事務局処務規程」に担当する仕事（事務分掌）、事務局長の専決事項などを定めている。				

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第8章 議会及び議会事務局の体制整備							
第16条	議会図書室の設置	議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の実充に努めるものとする。	公明党	B	-		新庁舎建設の際には、議会専用の図書室の要望する。
			香流	B	-		新庁舎建設の際には、スペースが必要。新聞の収納方法。市の図書館と連携し、選書・貸し出し体制の構築。ネット図書・新聞の検討。
			みらい	B	-		
			ながくて	B	-		議員側の積極的利用を推進する必要がある。
			無会派の会	B	-		書籍や図書室自体にこだわるのではなく、オンラインで情報が得られるようにシフトしていく必要がある。
			翼	B	-		できる範囲内で対応はされていると思われる。
			無所属	A			
メモ：議員控室及び委員会室に議会図書室の機能をもたせ、単独の図書室はない。利用は土・日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで、一般の利用は想定していない。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 ー:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
		取組の評価	改正の要否			
第8章 議会及び議会事務局の体制整備						
第17条 議会広報の充実	議会広報の充実 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して議会だよりで公表するものとする。 2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。	公明党	A	ー		
		香流	A	○	条文:議会だより→ぎかいたいむ。	情報技術の発達を踏まえ積極的な発信にチャレンジする。YouTubeの検討。
		みらい	A	ー		
		ながくて	B	○	2項について、このような場合、スピード感が必要であるが個人ではSNSで発信を行えるが、議会としてはほぼ手段がない状況と考える。	
		無会派の会	B	ー		
		翼	A	○		議会議事録も公表されており、より詳細な経緯を知ることができるものであるため、議事録の存在も加えてはどうか。
		無所属	B			(1)2「積極的に」とした方がよいのではないか (3)「積極的関心と理解を持てるよう」を加筆できないか
メモ：Facebookを平成27年に開設し運用、一般質問の録画配信は令和3年6月からスマートフォン対応、本会議、委員会のインターネットライブ中継、本会議全日程の録画配信は令和5年3月定例会より実施している。令和4年度に委員会の録画配信をYouTubeでできないか検討したが、更なる検討が必要と先送り。						

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬							
第18条	議員の政治倫理	se 2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例（平成22年長久手町条例第8号）を規範とし、遵守しなければならない。	公明党	B	-		条例の改正ではないが、政治倫理条例の第3条の(4)市から補助金を受けて運営している団体の代表及びそれに準ずるものの地位に就かないこと。について各々の解釈が曖昧になっていると思い協議する必要がある。
			香流	A	-		
			みらい	A	-		
			ながくて	B	-	議員の個人差があることは否めないが、引き続き議会、議員が自覚をもち襟を正して活動していくものとする。	
			無会派の会	B	-		
			翼	A	-		
			無所属	A	-		

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
			取組の評価	改正の要否			
第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬							
第19条	議員定数	議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。 2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。	公明党	A	-		
			香流	A	-		現在18名定員に16名。定期的に19条2の情報を収集し、議論が必要。
			みらい	A	-		
			ながくて	A	-	現在の議員定数は、適切であると考え。2項について、条例にはあいまいな部分もあるのではないかと感じる。	
			無会派の会	C	-	現在の議員定数が適切かどうかを市民が判断するための客観的なデータがない。	市民または学識経験を有する者からの検討を早期に実施すること。
			翼	A	-		
			無所属	B	○		「多様な市民の意見を十分に反映できるよう」を加筆願いたい
メモ：議員定数は昭和60年まで22人、昭和62年から平成24年まで20人、平成27年から18人。議員のなり手不足の解消に向け、会議規則を改正し、欠席事由として、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を明記し、出産前後の欠席期間を追加、表決方法に挙手等を追加した。							

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文		会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等
			取組の評価	改正の要否		
第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬						
第20条	議員報酬 議員報酬は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。	公明党	A	-		
		香流	A	△	解説の訂正：議員の議員報酬に係る長久手市特別職報酬等審議会についての申合せにあわせる。	
		みらい	A	-		
		ながくて	A	-	異議なし	
		無会派の会	B	-		
		翼	A	-		
		無所属	A	-		
メモ：長久手市議会議員の議員報酬に係る長久手市特別職報酬等審議会についての申合せに審議会の答申を尊重することなどを決めている。						

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等	
		取組の評価	改正の要否			
第10章 災害時の対応						
第21条	災害時の対応	<p>議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めるものとする。</p>	公明党	A	-	議会防災訓練の実施について検討していく。
			香流	A	-	現在行っている安否訓練に加え、全体訓練を行う。
			みらい	A	-	
			ながくて	B	-	議員だからと出すぎず災害対応の妨げにならぬよう本当に必要な対応と必要な行動を望む。個人的な市民、家族、地域への災害協力は行うべきと考える。
			無会派の会	B	-	
			翼	A	○	重要なのは緊急事態下においても議会の機能を維持することではないか。形式的な議会の存続ではない。とすれば、「議会としての体制の整備」よりも「議会としての機能の保持」を目的とすべきではないか。
			無所属	A		
<p>メモ：申合せとして、平成28年5月に災害時対応マニュアルを策定、令和2年10月に感染症に関する規定を追加。 令和4年4月、委員会に関する条例に出席の特例（第12条の2）を追加し、重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、議員が参集困難な場合にオンラインで委員会に出席できる規定にした。</p>						

議会基本条例評価・検証シート

【評価】 A:適切に運用されている B:概ね適切に運用されているが更なる取り組みが必要 C:適切に運用されておらず改善が必要 D:その他

【改正の要否】 ◎:条例・解説の改正が必要 ○:条例の改正が必要 △:解説の改正が必要 -:改正が不必要

条文	会派名	現状に対して		評価の理由・問題点等	今後の課題・改善策等
		取組の評価	改正の要否		
第11章 見直し手続					
第22条 見直し手続	<p>議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。</p>	公明党	A	-	
		香流	A	-	
		みらい	A	-	
		ながくて	B	-	「一般選挙を経た任期中に」と改正したので見なおし手続きは任期3年目程度が良いのではないか。
		無会派の会	B	-	
		翼	A	-	
		無所属	B	-	ぎちぎちにせず
メモ：令和3年「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」という文言を「一般選挙を経た任期中に」と改正。					

○提案シート

現在の長久手市議会基本条例について、不足していると考えer内容があれば、下記に記入してください。

会派名	不足する条文(現状の問題点等)	追加する条文の内容
公明党		
香流	(議会公聴の充実)(厚生年金への加入)(みんなで作るまち条例)(議場の国旗)(貸与されているバッジ議員徽章、メールアドレス)(発言通告書の通告方法、通告順)	
みらい		
ながくて	<p>第15条の2を追加</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 1 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。</p>	
無会派の会		
翼	委員会において委員が病欠等で出席できない場合、会派間での調整等に支障を来すおそれがある。委員の差し替えを行うことのできるようにはどうか。	手続上は委員会条例の改正で行うべき事項であるが、議会基本条例においても委員会・会派の条文中で、実質的な審議確保のための措置として盛り込む余地はあるのでは。
無所属		

議会基本条例新旧対照表

現条文	改正案
<p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが<u>第一の使命</u>である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p>	<p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な議事機関としての____責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが____使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p>

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の代表としての長久手市議会(以下「議会」という。)の役割、議会及び長久手市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第2条 議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の代表としての長久手市議会(以下「議会」という。)の役割、議会及び長久手市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第2条 議会は、行政運営について審議し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。
- 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。
- 4 議会は、常に向上心を持ち、更なる議会改革を推進するものとする。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。

(議決責任)

第4条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。

- 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。
- 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。
- 4 議会は、常に向上心を持ち、_____議会改革を推進するものとする。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。

第3条の2 災害発生時等、議会と市長との調整が必要とされる場合において、議長は議会を代表して必要な対応を行う。

(議決責任)

第4条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。

(解説文)

議会の議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識し、市民に対し説明する責務を定めています。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。

2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。

3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、

(解説文の改正案)

議会の議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識し、その結果及び審議過程並びに政策立案の経緯について市民に対し説明する責務を定めています。

総合計画については、長久手市みんなでつくるまち条例の第17条2において、「総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとします。」と議会の議決を定めています。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。

2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。

3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、

的確な判断をするため、自己の資質向上に努めるものとする。

(会派)

第6条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。

(解説文)

会派は、主義主張を同じくする議員により結成することができます。本市議会においては2人以上の議員により会派を結成することができます。

(政務活動費)

第7条 議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年長久手町条例第8号)の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して用途を公開し、その用途について説明責任を担うものとする。

的確な判断をするため、自己の資質向上に努めるものとする。

(会派)

第6条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。

(解説文の改正案)

会派は、主義主張を同じくする議員により結成されます。本市議会においては2人以上の議員により会派を結成することができます。

(政務活動費)

第7条 議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年長久手町条例第8号)の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して用途を公開し、その用途について説明責任を担うものとする。

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、その情報について説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

2 議会は、本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場を原則として市民に公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。

4 議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し_____その有する情報を発信し_____共有を推進するとともに、その情報について説明責任を____果たすよう努めなければならない。

2 議会は、本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場を原則として市民に公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者に対する敬意をもって説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。

3の2 議会は、議会活動の状況を市民に伝えるよう努めなければならない。

3の3 議会は、市民の意見及びその有する情報を把握するよう努めなければならない。

4 第8条第3項の2及び第8条第3項の3の目的を達する

意見及び情報を交換するための報告会を定期的を開催するものとする。

(解説)

議会への市民参加と連携を促進するため、議会が持つ情報の発信、本会議や委員会等の会議の公開、委員会審議において請願及び陳情の提案者が説明や意見を述べる機会の保障をしています。また、議会の報告会の定期的開催を定めています。

(令 3 条例 14・一部改正)

第 5 章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

第 9 条 議会は二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争

ため、議会は、意見交換会等を実施するものとする。

(解説文の改正案)

議会への市民参加と連携を促進するため、議会が持つ情報の発信、本会議や委員会等の会議の公開、委員会審議において請願及び陳情の提案者が説明や意見を述べる機会を保障しています。また、活動状況を広く市民に周知を図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握することを目的に意見交換会、市民アンケートなどを実施していきます。

第 5 章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

第 9 条 議会は二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争

点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(資料の提出)

第10条 議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

(解説文)

議会は、条例の目的である市民福祉の向上のため、政策立案及

点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(資料の提出)

第10条 議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 前項の定めるところにより提出された資料は、議案審議等を目的として提出されたものであることに鑑み、議員はその取扱いに留意しなければならない。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

(解説文の提案)

び政策提言を積極的に行っていきます。

議会は、条例の目的である市民福祉の向上のため、政策立案及び政策提言を積極的に行っていきます。

第6章 委員会の活動

第6章 委員会の活動

第12条 委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。

第12条 委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。

2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならない。

2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならない。

第7章 議員間討議の促進

第7章 議員間討議の促進

第13条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提

出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討論及び議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第 14 条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。

(解説文)

本条例は、市民の代表としての議会の役割、議会及び議員の活

出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において_____議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を_____果たさなければならない。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第 14 条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。

(解説文の提案)

本条例は、市民の代表としての議会の役割、議会及び議員の活

動原則等に関する基本的事項を定めています。議員間でこの条例の理念を共有するため 研修を行います。また、本市議会主催の研修会を年1回実施するとともに、各種研修へ積極的に参加していきます。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(解説文)

議会事務局は議会に関する事務を行っています。政策立案、提言などを支援するため専門的知識、経験を有する者の配置、予算の計上その他の必要な措置 を市長に求めることができます。

動原則等に関する基本的事項を定めています。議員間でこの条例の理念を共有するため 研修を行います。また、本市議会主催の研修会を年1回以上実施するとともに、各種研修へ積極的に参加していきます。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 事務局長その他の議会事務局職員は、議長が任免する。

(解説文の提案)

議会事務局は議会に関する事務を行っています。議会事務局の設置については、執行機関とは別に規定されており、事務局人事については地方自治法第138条に定める通り、議長が任免権を持ち、政策立案、提言などを支援するため専門的知識、経験を有する者の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めるこ

<p>(議会図書室の設置)</p> <p>第 16 条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の実に努めるものとする。</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第 17 条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会だより</u>で公表するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。</p> <p>3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持って</p>	<p>とができます。</p> <p>(議会図書室の設置)</p> <p>第 16 条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の実に努めるものとする。</p> <p><u>第 16 条の 2 議会は、学識経験を有する者等による専門的事項に係る知見を積極的に活用するものとする。</u></p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第 17 条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会広報紙その他の手段</u>で公表するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。</p> <p>3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持って</p>
---	---

るよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例(平成22年長久手町条例第8号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められな

るよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例(平成22年長久手町条例第8号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められな

なければならない。

2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

第10章 災害時の対応

なければならない。

2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

第10章 災害時の対応

第 21 条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めるものとする。

第 11 章 見直し手続

第 22 条 議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(令 3 条例 14・一部改正)

第 21 条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての機能の保持を図るよう努めるものとする。

第 11 章 見直し手続

第 22 条 議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(令 3 条例 14・一部改正)

<p>附則</p> <p>この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則(令和 3 年条例第 14 号)</p> <p>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則(令和 3 年条例第 14 号)</p> <p>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	--

<ホームページ公開用・各委員の報告用>

視察報告書（案）

令和6年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇

1 目的
2 日程
3 視察先
4 視察者（同行者）
5 視察報告
6 まとめ

長久手市議会委員会に関する条例
委員外議員改正案

(委員外議員)

第 5 条の 2 常任委員又は議会運営委員若しくは特別委員でない議員であつて、正当な理由がある者は、委員外議員として委員会の審議に参加することができる。

2 委員外議員になろうとする者は、委員長に対し出席理由及び始期と終期を申し出、委員会の同意を得なければならない。ただし、第 3 条の 2 第 1 項及び第 3 条の 4 第 3 項に定める期間を超えて終期を申し出ることはいできない。

3 委員外議員は、委員長の許可を得て委員外議員を辞任することができる。

4 委員外議員には第 13 条(定足数)、第 14 条(評決)について適用しない。

5 委員に関する第 15 条(委員長及び委員の除斥)、第 20 条第 2 項(秩序保持に関する措置)、第 25 条第 1 項(委員と公述人の質疑)は委員外議員に準用する。

(解説)

従来の委員外議員は主に「会派に属しない議員の代表者を議会運営委員会に参加させる」手段として用いられてきた。これに加えて、欠席議員に代わり主に同一会派内で審議に参加する仕組みの必要性が指摘され、併せて対応できる仕組みとして起草した。

第 2 項の終期は「1 日限り」から「委員の任期終了」までの範囲で設定できる。

第 4 項は委員の権利義務の中で委員外議員を除外するもの、第 5 項は委員の権利義務の中で委員外議員に準用されるものを抽出している。